

議第122号

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年9月5日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成19年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表大中の湖地区国営土地改良事業の項を削り、同表に次のように加える。

東近江地区国営土地改良事業	100分の9.4
---------------	----------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。